

# 島根県プロフェッショナル人材戦略拠点事業 ～民間人材ビジネス事業者登録の募集について～

## 1. 募集概要

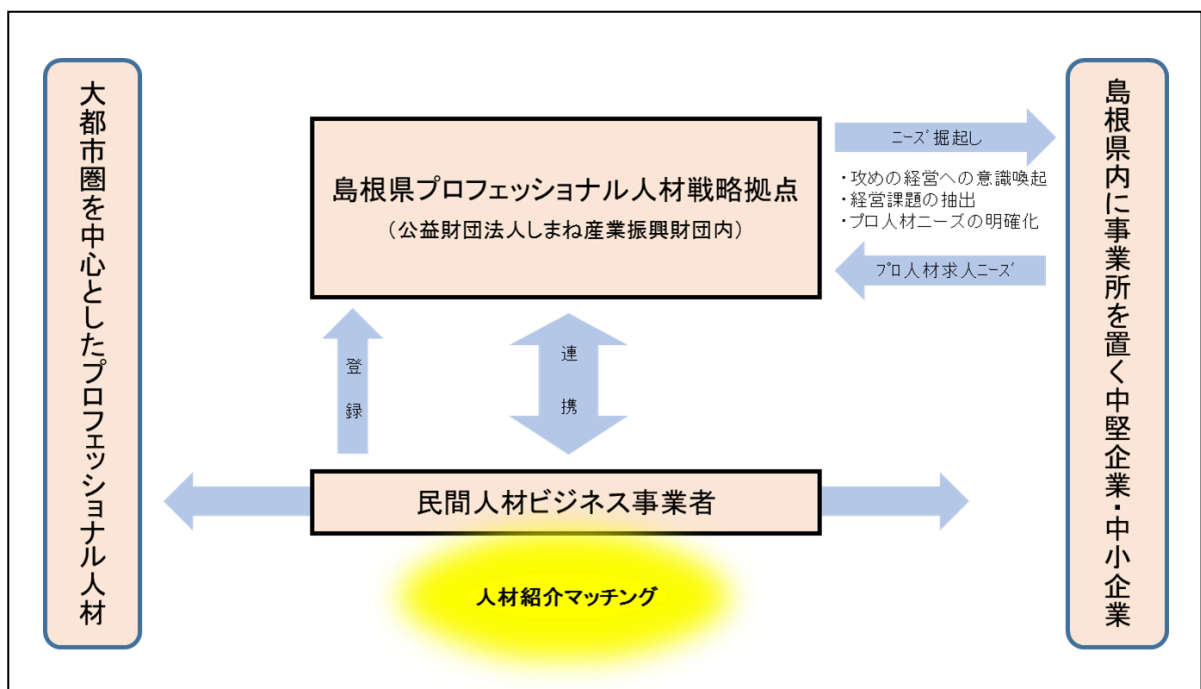
(公財)しまね産業振興財団内に設置された「島根県プロフェッショナル人材戦略拠点」では、県内企業等がプロフェッショナル人材を採用することで、その成長戦略の実現を図ることを目的としています。

そこで、本事業を円滑に推進するために、県内企業とプロフェッショナル人材のマッチングを実施していただける民間人材ビジネス事業者を募集します。

登録にあたっては、「民間人材ビジネス事業者登録要領」(以下「要領」という。)に基づき、事前に登録が必要となります。

### ○プロフェッショナル人材とは

経営サポート強化、製造力強化、新技術開発、新事業展開・販路拡大、事業再生などの取組を通じて、企業等の成長戦略を具現化していく人材のことを指します。



## 2. 登録の資格

職業安定法（昭和22年法律第141号。以下「法」という。）第30条に規定する有料職業紹介事業者とします。

## 3. 登録申請方法

要領に定める人材紹介会社登録申請書（様式第1号）に必要事項を記載し、代表者印を押印の上、次の書類を添えて、郵送又は持参により提出してください。

（郵送の場合は、封筒の表に「人材紹介会社登録申請書在中」と朱書きしてください。）

### 【添付書類】

- （1）有料職業紹介事業許可証の写し
- （2）有料職業紹介事業者の概要が分かるもの（パンフレット等）
- （3）求職及び求人の申込方法など、業務運営が分かるもの（求人・求人票の様式及び申込手順がわかるものなど）
- （4）人材紹介手数料の徴収方法及び額が分かるもの（求人企業とかわす契約書の様式、手数料表など）
- （5）職業紹介実績が分かるもの
- （6）その他必要と認める書類

登録審査にあたっては、必要に応じてヒアリングを行うことがあります。なお、審査の結果は申請者に文書で通知します。

※登録の取り下げ又は取消がない場合、島根県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業が継続する間は有効です。

## 4. 登録申請先

（公財）しまね産業振興財団（島根県プロフェッショナル人材戦略拠点）宛にご提出下さい。

## 5. 登録の取消

次のいずれかに該当することとなった場合は、登録の有効期間内であっても、登録を取り消すことがあります。

- （1）不正な行為があると戦略拠点が認めたとき
- （2）正当な理由がないのに、要領第4条の業務を行わないとき

※詳細については、「民間人材ビジネス事業者登録要領」をご覧ください。

### 【申請先・問い合わせ先】

〒690-0816 島根県松江市北陵町1番地（テクノアークしまね内）

公益財団法人しまね産業振興財団（島根県プロフェッショナル人材戦略拠点）

TEL：0852-60-5104

FAX：0852-60-5116

E-mail：pf@joho-shimane.or.jp